

（用意）有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律

四

**第一条** この法律は、有明海及び八代海等が、国民にとつて貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵みを国民がふくらむ享受（後

として、その恩恵を国民がはじく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた該海域の環境の保全及び改善並びに該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、國民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする。

**(定義)**  
**第二条** この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をい。

一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線  
二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線  
三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線  
四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線  
この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいふ。  
一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線  
二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線  
三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線

四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎に至る直線  
五 鹿児島県長島神崎鼻から鵜瀬鼻に至る直線  
この法律において「有明海及び八代海に隣接する海面」とは、次に掲げる海面をいう。  
一 橘湾（長崎県野母崎から樺島南端に至る直線、同地点から熊本県四季咲岬灯台に至る直線及び熊本県天神山から長崎県瀬名崎に至る直線並びに陸岸によつて囲まれた海面をいう。）

第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針を定めるものとする。

県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針

二 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための次に掲げる事項

イ 水質等の保全に関する事項

ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

ハ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

ホ 森林の機能の向上に関する事項

ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

チ 有害動植物の駆除に関する事項

三 前号に掲げる事項に係る次に掲げる事業の実施に関する事項

イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業

ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

ニ 渔場の保全及び整備に関する事業

ホ 渔業関連施設の整備に関する事業

四 有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項

五 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。  
第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

5 4 関係県は、県計画を定めようとするときは、  
主務大臣に協議し、その同意を得なければなら  
ない。

6 5 主務大臣は、前項の協議をするに当たつて  
は、それぞれの県計画の調和が図られるよう配  
慮するものとする。

7 6 主務大臣は、第四項の同意をしようとすると  
きは、関係行政機関の長に協議しなければなら  
ない。

8 7 関係県は、県計画を定めたときは、遅滞な  
く、これを公表するよう努めるとともに、関係  
市町村に通知しなければならない。

9 8 第三項から前項までの規定は、県計画の変更  
について準用する。

(事業の実施)

第十条 県計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(促進協議会)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事（以下この条において「主務大臣等」という。）は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行ふため、促進協議会を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、主務大臣等又はその指名する職員をもつて構成する。

3 会議において協議が調つた事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。

5 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、関係市町村及び学識経験のある者の意見を聞くものとする。  
(国の補助の割合の特例)

第八条 県計画に基づいて令和三年度から令和十三年度までの各年度において地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。第十一条第二項において同じ。）が行う港湾・漁港特定事業（指定地域内の港湾又は漁港における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業をいう。第十条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかか

わらず、国は、その二分の一を補助するものとする。

#### 第九条 県計画に基づいて令和三年度から令和十

三年度までの各年度において地方公共団体が行う漁場特定事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものの限り）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業）で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条第一項において「特定事業」という。）に係る経費に対する他の法令の規定による国の補助の割合が、第八条又は前条は、次の各号に掲げる漁場特定事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合により、その一部を補助するものとする。

一 関係県が行う漁場特定事業のうち、その事業に係る経費の総額が政令で定める額以上のもの 次項に定めるところにより算定した割合

二 前号に掲げる漁場特定事業以外の漁場特定事業 二分の一

前号に掲げる漁場特定事業に係る経費に対する国の補助の割合は、関係県ごとに二分の一に次式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。第五項において「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

1+0.1×調整率

3 前項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいう。

0.75+0.25×(0.46-当該県の財政力指数)

4 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものとの三分の一の数値をいう。

5 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に通知するものとする。

6 第一項の規定により同項第一号に掲げる漁場特定事業に係る経費に対して国が二分の一を超えて補助することとなる額の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第十条 港湾・漁港特定事業又は漁場特定事業

（以下この条及び次条第一項において「特定事業」という。）に係る経費に対する他の法令の規定による国の補助の割合が、第八条又は前条第一項の規定による国の補助の割合を超えるときは、その特定事業に係る経費に対する国の補助の割合については、これらの規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

#### （地方債の特例等）

県計画に基づいて地方公共団体が行う特定事業で総務省令で定めるものにつき令和三年度から令和十三年度までの各年度において当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

#### 2 地方公共団体が県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債

については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、該地方公共団体が必要とする経費についても、地方債をもつてその財源とすることができる。

#### （資金の確保等）

第十二条 国は、県計画に基づいて行う漁業の振興のための事業その他の事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （下水道の整備等）

第十三条 国及び地方公共団体は、指定地域において、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備その他有明海及び八代海等の海域の水質の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 2 関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）第十四条の第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。

八第一項の規定による生活排水対策重点地域の流域における生活排水対策重点地域の関係に関する調査

五 有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査

六 土砂の採取と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

七 有明海及び八代海等における赤潮、貧酸素（漂流物の除去等）

（河川の流況の調整）

#### 第十五条 河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第七条（同法第二百条において

水産資源に関する調査）

#### （森林の保全及び整備）

国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るために、森林の保全及び整備に努めなければならない。

#### （森林の保全及び整備）

（酸処理剤の適正な使用等）

第十六条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るために、森林の保全及び整備に努めなければならない。

#### （酸処理剤の適正な使用等）

第十七条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るために、水産動物の種苗の放流等の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （酸処理剤の適正な使用等）

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海等の海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るために、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

一 干潟と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

二 潮流、潮流等と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

三 有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査

四 有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査

五 有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査

六 土砂の採取と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

七 有明海及び八代海等における赤潮、貧酸素（漂流物の除去等）

（河川の流況の調整）

#### 第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、漂流物の除去、海岸漂着物の処理その他の広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 有明海及び八代海等の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査

九 前号に掲げるもののほか、有明海及び八代海等の海域の環境並びに当該海域における

水産資源に関する調査

#### （知識の普及）

準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）及び同法第四十四条第一項に規定する他の有明海及び八代海等の海域の環境の開発その他の有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等に係る研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置並びに有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずるものとする。

#### （酸処理剤の適正な使用等）

第十九条 有明海及び八代海等の海域において水産動植物の養殖の事業を営む者は、のりの品質向上等のために使用する酸処理剤及び肥料の適正な使用等当該海域の環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

#### （自然災害の発生の防止）

第二十条 国及び地方公共団体は、自然災害の発生を防止するため、指定地域における河川、海岸、港湾、漁港、森林等の整備を推進するよう努めなければならない。

#### （赤潮等による漁業被害等に係る支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域において赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、その経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めなければならない。

#### （赤潮等による漁業被害等の救済）

第二十二条 国は、有明海及び八代海等の海域において赤潮等により著しい漁業被害を受けた漁業者に對する支援その他有明海及び八代海等の海域における赤潮等による漁業被害を回避するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （赤潮等による漁業被害等の救済）

第二十三条 国は、前項に規定する場合において、赤潮等により著しい漁業被害を受けた漁業者に對する支援、雇用の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （知識の普及）

第二十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために、指定地域の住民等に対し、当該海域の環境

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
〇五号 抄  
附則（平成二三年八月三〇日法律第一

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（有明海・八代海等総合調査評価委員会）  
第二十四条 環境省に、有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。  
(委員会の所掌事務等)

第二十五条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うこと。  
二 前号に規定する事項に関する意見を述べること。  
三 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要な協力を求めることができる。  
委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。  
(委員会の任命)  
委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。  
(政令への委任)  
第二十六条 前三条に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。  
(主務大臣)  
第二十七条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（大気汚染防止法第十四条第一項及び第三項並びに第十六条の改正規定並びに同法第三十五条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分を除く。）を除く。）、第二条中水質汚濁防止法の目次の改正規定、同法第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（施行期日）  
七号 抄  
附則（平成二三年八月一二日法律第九号）  
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。  
(適用)  
第二条 この法律による改正後の有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「新法」という。）第八条に規定する特定事業のうち新法第二条第三項の有明海及び八代海に隣接する海面の海域に係るものについては、新法第八条から第十条までの規定は、平成二十三年十二年度までの予算に係る国の補助金から適用し、平成二十二年度までの予算に係る国の補助金で平成二十三年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
号 抄  
附則（令和五年五月二六日法律第三十四号）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用）  
第二条 第八条から第十条までの規定は、平成十四年度の予算に係る国の補助金から適用し、平成十一年度までの予算に係る国の補助金で平成十四年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。  
(見直し)  
第三条 新法第二条第四項の有明海及び八代海等の海域に隣接する海域において、新たに有明海又は八代海の海域に起因する赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、新法に規定する施策に係る海域の範囲について、速やかに見直しを行うものとする。

（見直し）  
第四条 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況及び第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（施行期日）  
一号 抄  
附則（平成一九年五月三〇日法律第六